

諮問日：令和4年1月19日（令和3年度（情）諮問第43号）

答申日：令和4年6月24日（令和4年度（情）答申第10号）

件名：東京高等裁判所における民事部に係属する事件の配てん変更の根拠及び結果が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「御庁民事部において配点係属の部の係の変更、更新の根拠が分かる文書」（以下「本件開示申出文書1」という。）及び「御庁民事8部において配点係属の部の係の変更、更新の結果が分かる文書（ただし、令和3年1月以降のもの）」（以下、「本件開示申出文書2」といい、本件開示申出文書1と併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が令和3年10月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

私の特定の事件は、本年、特定の係から別の係に係属が変更されており、明らかに係の変更が民事8部において本年起こったのは間違いない。にもかかわらず、その変更に関する文書が一切無いというのは不自然不合理である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 原判断庁において、本件開示申出に係る文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。

2 苦情申出人は、要旨、原判断庁の民事第8部（以下「民事第8部」という。）に係属した特定の事件について実際に係の変更があったにも関わらず、その変更に関する文書が一切ないというのは不自然不合理である旨主張する。この点、裁判所に係属した事件は、当該庁の定めに基づき各部に配てんされ、各部に配てんされた事件は、各部において各担当係に配てんされる（下級裁判所事務処理規則6条1項、2項参照）。そして、各担当係への配てんをどのように行うかは、各部の判断に委ねられており、担当係の変更について司法行政文書を作成することが義務付けられているものではないところ、担当係の変更は、通常、部内の裁判官の協議により行われるものであるから、本件開示申出文書1が必ず作成されるわけではなく、原判断庁の民事部においても本件開示申出文書1の文書を作成又は取得していない。

3 また、通常、各担当係への配てん結果は、配てん表に記載されるが、民事第8部において担当係の変更があった場合、その後の配てんについて一律に調整を行うのではなく、その都度調整の要否を検討しており、当該運用下で配てん事務に何ら支障は生じていないことから、民事第8部においては、担当係の変更結果を配てん表その他の司法行政文書に記載しておらず、本件開示申出文書2の文書も作成又は取得していない。

なお、担当係の変更については、事件記録等に反映することになるが、これらは裁判事務に関する文書であるから、開示手続の対象とならない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 令和4年1月19日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月19日 | 審議 |
| ④ | 同年6月17日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認したところ、裁判所の民事部に係属した事件は、当該庁の定めに基づき各裁判部に分配されていること、各裁判部に分配された事件について、所属の裁判官にどのように配てんするかは当該部の判断に委ねられていること、各部における事件の配てんは、通常、当該部においてあらかじめ定められた各合議係（地方裁判所にあつては、単独係を含む。）への配てんの基準に応じて行われ、いったん事件が係に配てんされた後における担当係の変更については、部内の裁判官の協議により行われること、裁判所において、担当係の変更に際して司法行政文書を作成することは義務付けられているものではないことが認められた。上記確認結果を踏まえれば、裁判所の民事部において、各裁判部に分配された事件の配てん方法等に関する司法行政文書を作成する必要は認められない。したがって、裁判所の民事部において本件開示申出文書1は必ず作成されるわけではなく、原判断庁において本件開示申出文書1を作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。
- 2 当委員会庶務を通じて確認したところ、裁判所に係属した事件が当該庁の定めに基づき各部に分配され、各部において、分配された事件を各担当係へ配てんした場合に、通常、その結果は配てん表に記載されること、民事第8部においても、前記のとおり配てんの方法が採られていること、当該部所属の裁判官の協議により事件の担当係が変更された場合に、上記担当係の変更については配てん表に記載されないこと、担当係の変更後に行われる事件の配てんについては、一律に調整を行うのではなく、その都度部内の協議によって調整の要否が検討されていること、当該運用によって配てん事務に支障は生じていないことが認められた。上記確認結果を踏まえれば、民事第8部において、担当係の変更は、変更される時期も含め、同部の所属の裁判官の協議によって行われ、担当係の変更後に行われる事件の配てん又は事件の調整についても、所属の裁判官の協議によって行われているのであり、担当係の変更結果を配てん表に反

映させる必要は認められない。したがって、民事第8部において、担当係の変更結果を配てん表その他の司法行政文書に記載しておらず、本件開示申出文書2も作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

- 3 そのほか、東京高等裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、東京高等裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 4 以上のとおり、原判断については、東京高等裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子